



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律の一部を改正する法律について

令和 5 年 1 月
環境省

今回の法改正のねらい・ポイントP.2

1. ヒアリ対策の強化

- (1) 特定外来生物全般の規制権限の拡充 P.3
- (2) 「要緊急対処特定外来生物」の Kategorie の新設 P.4
- (3) 「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設 P.5
- (参考) 輸入・輸送の場面と、法改正による規定の対応 P.6

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備 ..P.7

3. 各主体による防除の円滑化 P.8

(参考1) 国会審議における附帯決議 P.9

(参考2) 今後のスケジュール (予定) P.11

今回の法改正のねらい・ポイント

下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現

- (1) 国内への侵入防止のために**緊急に対処が必要な外来生物（ヒアリ類を想定）**の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**を想定）に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」

であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

1. ヒアリ対策の強化①

特定外来生物全般の規制権限の拡充

【第1条関係】第13条、第24条の2

- ◆ **土地の立入り等** 主務大臣等(※1)は、特定外来生物の生息又は生育の状況等の情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。
- ◆ **輸入品等の検査等** 主務大臣は、特定外来生物等が付着等しているおそれのある輸入品等（通関前）があると認めるときは、その職員に輸入品等の所在する土地又は施設(※2)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している輸入品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。

※1 都道府県知事及び市町村の長を含む（R4.7.1～R5春の間は、防除の確認を受けた場合に限る）

※2 施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 国等(※1)が民有地に立入りできるのは防除のためのみ
- 通関前の輸入品等に特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能なのは、輸入品・コンテナ等のみ



改正後

- 防除に加え、その前段階の生息調査のための立入りも可能に
- 通関前の輸入品等が置かれている土地・施設（倉庫、車両等）も検査、消毒廃棄命令等が可能



1. ヒアリ対策の強化②

「要緊急対処特定外来生物」の категорияの新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を「**要緊急対処特定外来生物**」として政令で定める（※）

※ヒアリを含むトフシアリ属4種群とそれらの交雑種を政令で指定することを想定

ヒアリによる多方面にわたる著しい影響

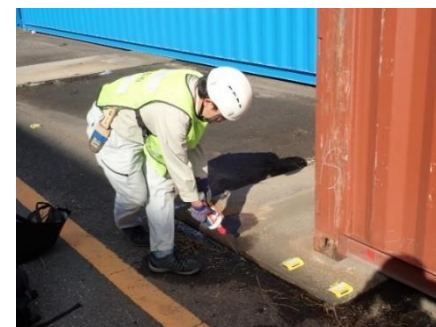
- 人への健康被害（アレルギー反応（アナフィラキシーショック）による死亡例も有）
- 公園などに広く定着すると、裸足・サンダルでは歩けないほか、花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ
- 農業生産や家畜への被害
- 電気設備に巣を作り、電線をかじって停電・火災を誘発
- 在来の昆虫だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食

※米国では年間6000-7000億円の被害



写真提供：寺山 守

ヒアリに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ
体長約2.5~6mm

ヒアリの大きさ

女王アリ
体長約7~8mm

1. ヒアリ対策の強化③

「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 通関後の物品等に対して、検査、消毒廃棄命令等ができない
- 専門家による特定外来生物の特定（同定）作業中は、任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり
- 事業者との連携にかかる根拠規定がない

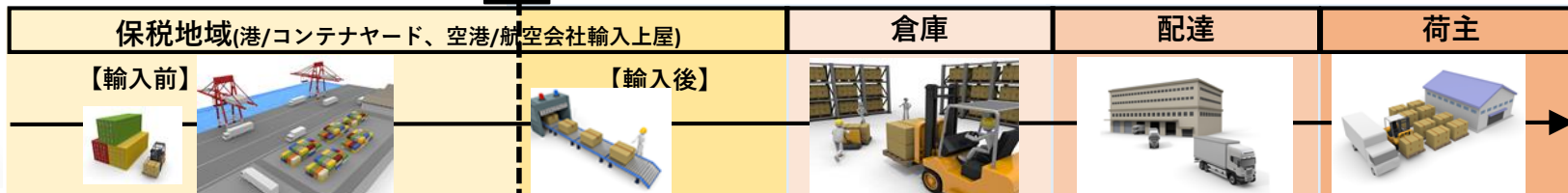


改正後

- 通関後の物品、施設や土地に要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能
- ヒアか否か専門家が特定（同定）作業中も物品等の移動停止をさせることが可能
- 国が対処指針を定めることを法定化し、事業者との連携を強化

(参考) 輸入・輸送の場面と、法改正による規定の対応

通関



常時	通報体制の整備等	★新設：関係事業者を対象とした対処指針を規定（要緊急対処のみ）	
おそれ段階 通報による確認 （*）	物品の検査	☆特定外来生物全般の規制権限の拡充	★新設（要緊急対処のみ）
	土地への立入り	※立入の対象を防除→生息調査にも拡大 ※立入、検査とも対象を物品等→土地・施設にも拡大	☆特定外来生物全般の規制権限の拡充 ※対象を防除→生息調査にも拡大
	物品の周辺の立入り、検査		★新設（要緊急対処のみ）
	関係者への質問、報告徴収		
同定中	移動制限・禁止命令	★新設（要緊急対処のみ） 要緊急対処の疑いがある生物が付着等していれば、同定中であっても移動禁止命令	
同定完了後段階	移動制限・禁止命令	特定外来生物の運搬禁止により当該生物の付着混入する物品や当該生物を乗せた車両・船舶・航空機の移動を制限（特定外来生物全般。第4条）	
	物品、物品の周辺の消毒廃棄、消毒廃棄命令	特定外来生物全般（第24条の2）	★新設（要緊急対処のみ）

拡充規定（p11関連）

新設規定（p13関連）

改正前からの規定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

特定外来生物の取扱いに関する特例

【第2条関係】 原始附則第5条

我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況に鑑み、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障が生じるおそれがある特定外来生物については、当分の間、政令で特定外来生物の種類を指定して、必要な条件を付して一部の規制を適用除外にすることができる。

現行

- 特定外来生物の飼養等、輸入、譲渡し等、放出等は原則禁止
- 飼養等や譲渡し等には許可が必要
→ アメリカザリガニやアカミミガメを特定外来生物に指定すると、飼育中の個体が大量放出されるおそれ



改正後

- 政令で定めることにより一部の規制の適用除外が可能に

政令での規定イメージ（検討中）

輸入、放出、販売又は頒布を目的とした飼養等、販売や購入又は頒布を目的とした譲渡し等に限り規制

<アメリカザリガニ、アカミミガメの規制イメージ（検討中）>



捕獲



飼育

※販売・頒布を目的としないもの。逃がさないように飼育



輸入



放出



販売・購入

3.各主体による防除の円滑化

責務規定の新設

【第2条関係】 第2条の2から第2条の5まで

国の責務：

- ・総合的な施策の策定及び実施
- ・地方公共団体の施策の支援、事業者、国民又は民間団体の活動促進

- ・未定着又は局地的に分布する特定外来生物の被害・まん延防止
- ・生物多様性の確保上重要な地域での生態系被害防止

都道府県の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に定着した特定外来生物の被害防止

市町村の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に定着した特定外来生物の被害防止に努める

事業者及び国民の責務

- ・外来生物に関する知識と理解を深め、適切に取り扱うように努める
- ・国及び地方公共団体の施策に協力する
- ・物品の輸入、輸送又は保管を請け負わせる者は、請け負った者が外来生物法を遵守できるよう配慮

国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他関係者は、相互に連携協力を努める

防除規定の見直し

【第2条関係】 第3章

◆ 都道府県による防除

- 必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行うものとする
- 防除を行うときは、**国の確認手続を不要に（独自に防除の内容等を公示することにより外来生物法に基づく防除として実施可能）**

※都道府県から環境省へ通知/環境省ウェブサイトに一元的に掲載/当該ページに都道府県ウェブサイトからリンクを張ること等をもって都道府県による公示とすることを想定（必ずしも各都道府県で公報等に掲載いただく必要がないように省令で規定予定）

◆ 市町村による防除

- 従前どおり確認手続が必要。ただし、**都道府県と共同でその防除の一部を行う場合、都道府県の公示において市町村名を明示すれば、個別の確認手続は不要**に。

※改正法の施行前に確認を受けた防除については、その期間内であれば、改正法施行後も経過措置として確認は有効（改めて都道府県が公示し直したり、市町村が確認を受け直す必要はない。施行前に国が公示した防除、地方公共団体以外の者で国の認定を受けた防除も同様。）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体の緊密かつ積極的な連携を図るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとともに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除手法の研究・開発を推進すること。
- 二 水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、国際連携の強化を進めること。
- 三 特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかになった場合に対応できるよう、指定を迅速に検討する体制を確保すること。
- 四 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。
- 五 アメリカザリガニやアカミガメは、既に広く一般に飼育されている状況を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐため、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカザリガニやアカミガメの飼育を通常の特定制外生物と同様に制限しない場合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないことから、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。
- 六 アカミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起こることが考えられることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行うことがないよう、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体、関係省庁間の緊密かつ積極的な連携を図るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとともに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除手法の研究・開発を推進すること。
- 二 他人の土地等における特定外来生物の生息等の調査が可能となることに鑑み、本法の施行後、特定外来生物の侵入や分布の拡大状況等に関する情報の収集を積極的に行い、迅速かつ早期の防除につなげるよう努めること。
- 三 要緊急対処特定外来生物については、その疑いがある生物の付着等が確認された段階で輸入品等の移動の禁止を課すことが可能となることから、事業者等が要緊急対処特定外来生物の発見時に関係機関への通報を控えることがないよう、要緊急対処特定外来生物の定着を防ぐ対策への理解を促すよう努めること。また、新たに定められる事業者がとるべき措置に関する対処指針の作成に際しては、関係者の意見を聴取するなど、具体的かつ実効性のあるものとする。
- 四 水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、国際連携の強化を進めること。また、国内の水際対策の強化を図ること。
- 五 特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかになった場合に対応できるよう、指定を迅速に検討する体制を確保すること。
- 六 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。
- 七 アメリカザリガニやアカミガメは、既に広く一般に飼育されている状況を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐため、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカザリガニやアカミガメの飼育を通常の特定期間と同様に制限しない場合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないことから、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。
- 八 アカミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起こることが考えられることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行うことがないよう、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。

5. 改正外来生物法に係るスケジュール（予定）

令和4年	
5月18日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号）公布
7月1日	改正法第1条関係（特定外来生物全般の規制権限の拡充） 施行
9月20日	特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申を踏まえ閣議決定
9月～10月	地方公共団体に向けた改正法の説明会
11月22日	ヒアリ類の要緊急特定外来生物への指定に係る政令、施行期日令の公布
12月～1月	施行規則改正案のパブリックコメント
令和5年	
1月頃	アメリカザリガニ等の一部規制を適用除外する特定外来生物への指定に係る政令公布
1月～2月頃	施行規則改正案の公布
年度内	各種基準や対処指針に係る省令・告示の制定等
令和5年	
4月1日	改正法第2条関係施行（改正法全面施行）、政令（ヒアリ類指定関連箇所）施行
6月1日	政令（アメリカザリガニ等の指定関連箇所）施行